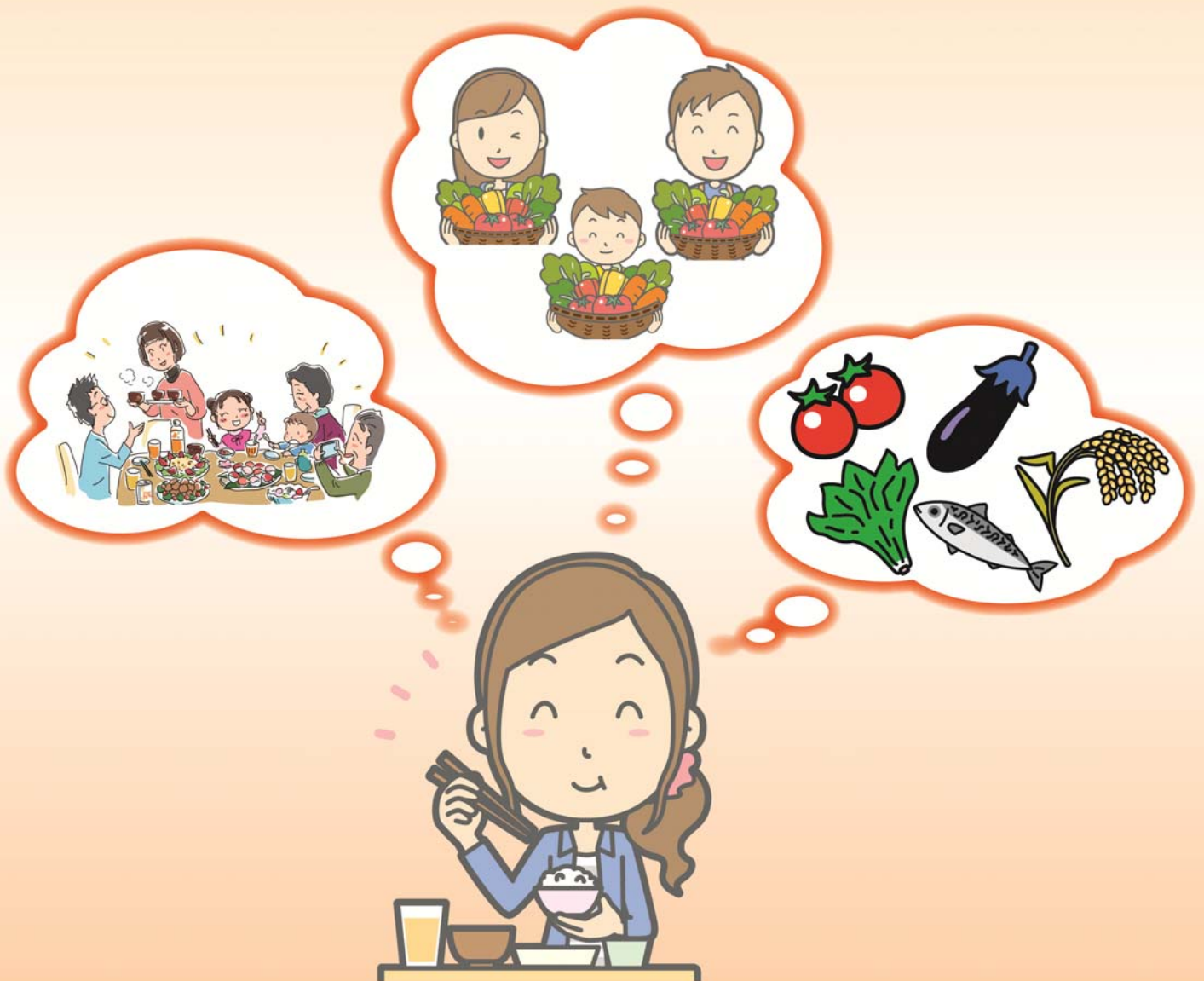


第3次

# 福井市食育推進計画

平成29年度～平成33年度



福 井 市



## 計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年 3 月に「生涯を通じて健康に暮らせる社会をつくる」ことを基本理念に掲げた食育推進計画を策定し、食育の重要性を伝えるため様々な事業に取り組んできました。その後、平成 24 年に、前計画の基本理念・基本目標を継承しながら、本市独自の取組を盛り込んだ福井市食育推進計画〔改訂版〕を策定し、食育を周知にとどめることなく、市民自らの食育活動の実践を推進してきました。また、日本で初めて食育という考え方を提唱した本市出身の医師、石塚左玄の教えを紐解きながら、特色ある食育の推進を図ってきたところです。

新たな第 3 次福井市食育推進計画は、これまでの成果と課題や、食を取り巻く環境の変化などを踏まえ、多様な関係者の連携・協働による施策の展開により、市民が主体的に食育活動を実践する社会となるよう、目指すべき方向性を示すとともに、必要な施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定するものです。



## 計画の位置付け

本計画は、食育基本法の目的、基本理念を踏まえ、同法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として位置付けています。また、第七次福井市総合計画を上位計画とし、他の関連計画とも連携・補完しながら調和を保つものとしします。



## 計画期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間

### 食育とは…

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とこととされています。

(食育基本法前文より)



## 計画の基本理念と取組

### 【基本理念】

ふくいの食を通じて心身ともに健康で豊かな食文化を育む

### 【取組の方向性】

食生活から健康に！  
若い世代から望ましい食習慣を形成する

食に感謝しよう！  
生産体験等を通して食の大切さを学び・伝える

地域の食を育もう！  
地元食材の普及活動による地産地消を推進する

### 【基本的施策】

- ① 家庭における食育の推進
  - ② 学校、保育園等における食育の推進
  - ③ 栄養バランスのとれた「福井型食生活」の推進
- 
- ① 農林漁業体験活動を通じた食の大切さの理解促進
  - ② 食文化継承のための活動の支援
  - ③ 食品ロス削減や食品リサイクルの推進
- 
- ① 旬の食材の情報提供と直売所の活性化
  - ② 地場産農産物等の利用促進
  - ③ 多様な関係者との連携による地産地消の推進



## 施策の展開

市民が食育に関する幅広い知識を身に付け、食育を実践しやすい社会環境づくりをするため、「行政・農林漁業者等の関係者による施策の展開」と、市民一人ひとりによる「市民の取組」によって食育を推進します。

### I 行政・農林漁業者等の関係者による施策の展開

基本的施策に基づく具体的施策について、多様な関係者が連携・協働しながら進めます。

### II 市民の取組

子ども・大人・高齢者それぞれのライフステージに応じた食育の実践ポイントを参考に市民一人ひとりが食育に取り組みます。



【基本理念】

ふくいの食を通じて心身ともに健康で豊かな食文化を育む

みんなで  
取り組みましょう！

行政・農林漁業者等の関係者による施策の展開

市民の取組

【取組の方向性】

【基本的施策】

【具体的施策】

【ライフステージごと食育実践ポイント】

食生活から健康に！

若い世代から  
望ましい食習慣  
を形成する

① 家庭における食育の推進	基本的な生活習慣と食習慣の習得 共食の推進 家庭や学校、地域など関係団体の連携強化
② 学校、保育園等における食育の推進	学習による食育活動 給食による食育活動 人材活用による食育活動 食育に関する教職員等の意識の向上
③ 栄養バランスのとれた「福井型食生活」の推進	ベジ・ファースト運動の推進と野菜の摂取促進 「福井型食生活」の周知と推進 バランスのよい食事の実践

子ども

- ◆早ね早おきをしましょう！
- ◆朝ごはんを食べましょう！
- ◆家族みんなで食事をしましょう！
- ◆料理の手伝い（料理）をしましょう！
- ◆残さず食べましょう！
- ◆正しい箸の使い方をしましょう！
- ◆食事のマナーを知り、守りましょう！
- ◆食育の祖「石塚左玄」を知りましょう！
- ◆農林漁業体験や野菜を育ててみましょう！

食に感謝しよう！

生産体験等を通  
じて食の大切さ  
を学び・伝える

① 農林漁業体験活動を通じた食の大切さの理解促進	農林漁業者等との交流や体験活動の推進 農林漁業者等の栽培指導から学ぶ
② 食文化継承のための活動の支援	伝統的な行事食、郷土料理や伝承料理の情報提供 教室や講座、講演会による食文化の継承 学校給食への伝承料理等の活用推進
③ 食品ロス削減や食品リサイクルの推進	食べ残し防止による食品ロスの削減 食品リサイクルの推進

大人

- ◆朝食を食べましょう！
- ◆栄養バランスを考えて食事をとりましょう！
- ◆家族みんなで食事をしましょう！
- ◆食への感謝の気持ちを養いましょう！
- ◆地元の旬の食材を食べましょう！
- ◆行事や行事食を大切にしましょう！
- ◆食事のマナーや食文化を教え、伝えましょう！
- ◆食育の祖「石塚左玄」の教えを学びましょう！
- ◆食品ロスの削減に取り組みましょう！
- ◆食品表示など、食の安全・安心に関心を持ちましょう！

地域の食を育もう！

地元食材の普及  
活動による地産  
地消を推進する

① 旬の食材の情報提供と直売所の活性化	福井の旬の食材コーナーの充実 ホームページ等による情報提供 直売所を活用した地産地消の推進
② 地場産農産物等の利用促進	学校給食等における利用促進 地元食材を活用した食の知識とレシピの普及促進 安全安心な食材の情報提供
③ 多様な関係者との連携による地産地消の推進	食品流通業者との連携協力による地産地消の推進 ボランティア及び関係団体等との協働 「おいしいふくい条例」の普及促進

高齢者

- ◆欠食しないようにしましょう！
- ◆口腔ケアをしましょう！
- ◆よく噛んで食べましょう！
- ◆行事食や伝承料理、家庭料理を伝えましょう！
- ◆塩分のとり過ぎに注意しましょう！
- ◆水分を十分とるようにしましょう！

毎年6月は  
『食育月間』

毎月19日は『食育の日』  
『家族でいただきます！の日』





## 計画の数値目標

取組の達成状況や成果を図る指標とします。

取組の方向性	指 標	計画策定時 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
若い世代から望ましい食習慣を形成する	①朝食を欠食する子どもの割合 〈小学校5・6年生〉 〈中学生〉	〈小〉4.1% 〈中〉7.6%	〈小〉0% 〈中〉0%
	②朝食を欠食する若い世代の割合	9.9%	5%以下
	③朝食を家族と一緒に食べる「共食」の割合	70.2%	80%以上
	④夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合	88.3%	90%以上
	⑤学校給食における市内産農産物の使用品目数	20 品目	25 品目以上
	⑥栄養バランスを考えた食事をとっている市民の割合	84.7%	90%以上
生産体験を通して食の大切さを学び・伝える	⑦農林漁業体験に参加したことがある市民の割合	46.0%	50%以上
	⑧地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理等を継承している市民の割合	49.9%	60%以上
	⑨食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合	—	80%以上
地元食材の普及活動による地産地消を推進する	⑩直売所及びインショップの販売額	16.3 億円	21 億円以上
	⑪食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合	61.3%	80%以上
	⑫「おいしいふくい条例」に掲げる市民の役割を実践している市民の割合(※)	—	80%以上

※「おいしいふくい条例」に掲げる市民の役割  
福井の食について理解及び関心を深めるとともに、福井の食を用いるなどその普及に配慮することにより、豊かな食生活の実現に努めること



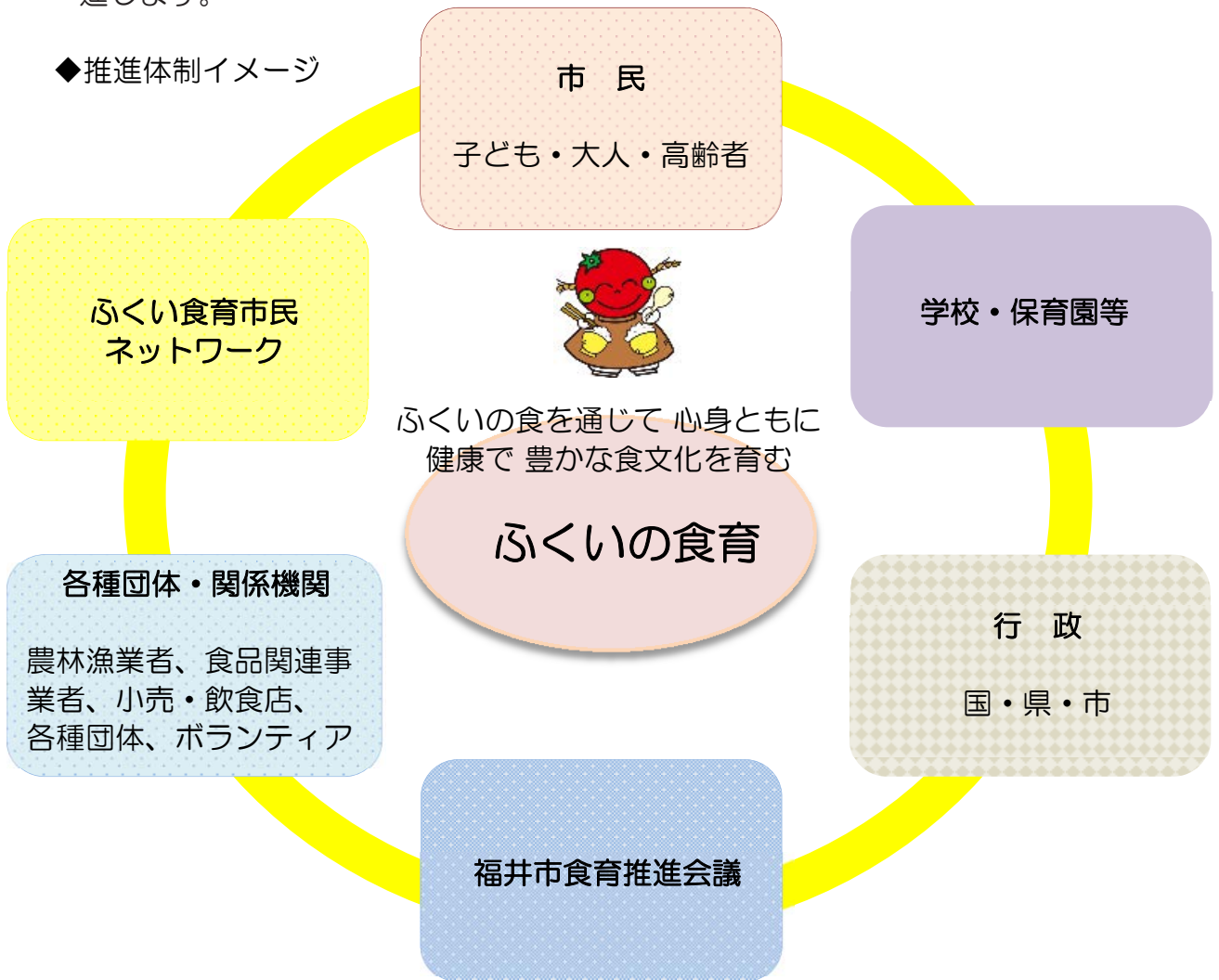
## 計画の推進体制

食育の推進にあたっては、市民自らが主体的に食育活動に取り組むとともに、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域、事業者、行政などにより実践しやすい環境をつくる必要があります。

この計画は、本市における食育の目指すべき方向を示し、その実現のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

平成20年6月に設立された、市民主体の食育推進活動を展開するふくい食育市民ネットワークをはじめ、食に関する多様な関係者が連携・協働し、食育を推進します。

### ◆推進体制イメージ



### 福井市食育マスコットキャラクター「ふくい たべまるちゃん」



本市を代表する食材であるミディトマト「越のルビー」を顔に、髪には「コシヒカリ」の稲穂、茶わんのポケットには炊きたてご飯が入っていて、福井らしさがうま取り入れられています。

思わず笑顔になれる表情からは「ごはんを食べよう！」というメッセージが感じられ、子どもから大人まで幅広く親しみやすいキャラクターが誕生しました。



## 第3次福井市食育推進計画

編集・発行 福井市農林水産部農政企画室  
〒910-8511  
福井市大手3丁目10番1号  
TEL 0776-20-5420  
FAX 0776-20-5740  
発行年月 平成29年3月

